

## 3 医 療

### (1) 児童のための医療----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*

#### ア 未熟児養育医療の給付

対 象 者	主として出生体重2,000g以下で入院治療が必要な未熟児
内 容	1歳になるまでの間、指定医療機関で必要な入院の医療給付を行います。なお、扶養義務者の市町村民税（所得割）の課税額に応じた自己負担があります。

相談窓口 市町村

#### イ 乳幼児医療費助成制度

対 象 者	0歳～就学前（市町村により対象年齢は異なります。）
内 容	病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付など他の制度により支給がある場合はその額を差し引いた額）を助成します。

相談窓口 市町村

#### ウ 小児慢性特定疾病医療費の支給

対 象 者	下記の対象疾病にかかり一定の状態にある18歳未満の児童（この給付を既に受けており、引き続き一定の状態にある場合は20歳未満まで）
内 容	指定小児慢性特定疾病医療機関で必要な医療給付を行います。なお、世帯の市町村民税（所得割）の課税額に応じた自己負担があります。 （生活保護等及び血友病の方は、自己負担はありません。）

##### 〔対象疾患群〕

- 1 悪性新生物
- 2 慢性腎疾患
- 3 慢性呼吸器疾患
- 4 慢性心疾患
- 5 内分泌疾患
- 6 膠原病
- 7 糖尿病
- 8 先天性代謝異常
- 9 血液疾患
- 10 免疫疾患
- 11 神経・筋疾患
- 12 慢性消化器疾患
- 13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- 14 皮膚疾患
- 15 骨系統疾患
- 16 脈管系疾患

相談窓口 保健所

### 3 医 療

#### エ 自立支援医療費（育成医療）の給付

**対 象 者** 児童福祉法で定める障害児のうち、身体に障害（※）のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方

※身体障害者福祉法別表に掲げる程度の身体上の障害

**内 容** 指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度で、事前申請を原則とします。

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担額の上限が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となる場合があります。

**相談窓口** 市町村

#### オ 結核児童のための療育の給付

**対 象 者** 結核にかかり長期入院が必要な18歳未満の児童

**内 容** 指定療育機関で入院の医療給付を行います。また、日用品などの支給も併せて行います。

なお、扶養義務者の市町村民税（所得割）の課税額に応じた自己負担があります。

**相談窓口** 保健所

## （2）児童と成人のための医療 ---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

#### ア 重度心身障害者医療費助成制度

**対 象 者** (ア) 1級、2級、3級の身体障害者手帳をもっている方  
(イ) ㊤、A、Bの療育手帳をもっている方  
(ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をもっている方  
(エ) 65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害にある旨の認定を受けている方

\* 65歳以上で新たに手帳を取得した場合は対象外。

**内 容** 病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（附加給付など他の制度により支給がある場合はその額を差し引いた額）を助成します。

なお、ご本人の所得が一定額以上ある場合には支給停止となる場合があります。

**相談窓口** 市町村

#### イ 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

**対 象 者** 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

**内 容** 精神の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県（または指定都市）が指定する医療機関で受けた場合に医療費の90%を医療保険及び公費で負担します。

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となる場合があります。

**相談窓口** 市町村

(3) 成人のための医療 ----\*----\*----\*----\*----\*----\*----\*----

ア 自立支援医療費（更生医療）の給付

**対 象 者** 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）

**内 容** 身体の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県（または指定都市、中核市）が指定する医療機関で受けた場合に医療費の90%を医療保険及び公費で負担します。（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術、肝臓移植術など）  
 なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となる場合があります。

**相談窓口** 市町村

イ 指定難病等医療費給付

**対 象 者** 埼玉県内に住所があり指定難病等（指定難病等一覧(P.20~23)参照）にかかっていると認められる方（※）で、かつ、次のいずれかに該当する方  
**(国指定難病)**

※指定難病ごとの診断基準を満たす必要があります。

(ア) その病状の程度が、個々の指定難病等の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度である方

(イ) 当該支給認定申請のあった月以前の12月以内に医療費総額が33,330円を超える月数が既に3月以上ある方

**対 象 者** 次の全てを満たす方  
**(県指定難病)** (ア) 県単独指定難病 (P.23 参照) 又は特定疾患 (P.23 参照) にか  
**(特定疾患)** かかっていると認められる方

※ 県単独指定難病・特定疾患ごとの認定基準を満たす必要があります。

(イ) 埼玉県内に住所がある方

(ウ) 国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している方

なお、他の医療給付制度で給付を受けている方は、原則として対象となりません。

**内 容** 医療保険制度による指定難病に係る療養費について助成します。  
 なお、所得や医療費の負担状況に応じた、自己負担があります。  
 指定医療機関での窓口負担が、自己負担上限額までとなります。

**相談窓口** 保健所

# 指定難病一覧(338疾病・50音順)

※太字は令和3年11月適用です。

告示番号	指定難病名
ア	135 アイカルディ症候群
	119 アイザックス症候群
	66 IgA腎症
	300 I g G 4 関連疾患
	24 亜急性硬化性全脳炎 ※略称SSPE
	46 悪性関節リウマチ
	83 アジソン病
	303 アッシャー症候群
	116 アトピー性脊髄炎
	182 アペール症候群
	297 アラジール症候群
	231 α1-アンチトリプシン欠乏症
	218 アルポート症候群
	131 アレキサンダー病
	201 アンジェルマン症候群
	184 アントレー・ピクスラー症候群
イ	247 イソ吉草酸血症
	222 一次性ネフローゼ症候群
	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
	197 I p 36欠失症候群
	325 遺伝性自己炎症疾患
	120 遺伝性ジストニア
	115 遺伝性周期性四肢麻痺
	298 遺伝性腓炎
ウ	286 遺伝性鉄芽球性貧血
	175 ウィーバー症候群
	179 ウィリアムズ症候群
	171 ウィルソン病
	145 ウエスト症候群
	191 ウェルナー症候群
	233 ウォルフラム症候群
エ	29 ウルリッヒ病
	26 H T L V - 1 関連脊髄症 ※略称HAM
	180 A T R - X 症候群
	168 エーラス・ダンロス症候群
	287 エプスタイン症候群
	217 エプスタイン病
オ	204 エマヌエル症候群
	30 遠位型ミオパチー
	68 黄色靭帯骨化症
	301 黄斑ジストロフィー
カ	146 大田原症候群
	170 オクシピタル・ホーン症候群
	227 オスラー病
ク	232 カーニー複合
	141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん

告示番号	指定難病名	
カ	97 潰瘍性大腸炎	
	79 家族性高コレステロール血症 (HMG接合体)	
	266 家族性地中海熱	
	336 家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)	
	161 家族性良性慢性天疱瘡	
	72 下垂体性ADH分泌異常症	
	73 下垂体性TSH分泌亢進症	
	74 下垂体性PRL分泌亢進症	
	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	
	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	
	78 下垂体前葉機能低下症	
	307 カナバン病	
	269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アケネ症候群	
	187 歌舞伎症候群	
	258 ガラクトース-1-リン酸グリセリルトランスフェラーゼ欠損症	
	316 カルニチン回路異常症	
キ	257 肝型糖原病	
	226 間質性膀胱炎 (ハンナ型)	
	150 環状20番染色体症候群	
	209 完全大血管転位症	
	164 眼皮膚白皮症	
	236 偽性副甲状腺機能低下症	
	219 ギャロウェイ・モフト症候群	
	1 球脊髄性筋萎縮症	
	220 急速進行性糸球体腎炎	
	271 強直性脊椎炎	
ク	41 巨細胞性動脈炎	
	279 巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	
	280 巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	
	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
	278 巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	
	256 筋型糖原病	
	113 筋ジストロフィー	
2 筋萎縮性側索硬化症 ※略称ALS		
ケ	75 クッシング病	
	106 クリオピリン関連周期熱症候群	
	281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
	181 クルーゾン症候群	
	248 グルコーストランスポーター1欠損症	
	249 グルタル酸血症1型	
	250 グルタル酸血症2型	
ク	96 クローン病	
	16 クロウ・深瀬症候群	
	289 クロンカイト・カナダ症候群	
	ケ	129 痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
		158 結節性硬化症
		42 結節性多発動脈炎

告示番号	指定難病名
ケ	64 血栓性血小板減少性紫斑病 ※略称TTP
	94 原発性硬化性胆管炎
	262 原発性高カイクロミクロン血症
	4 原発性側索硬化症
	93 原発性胆汁性胆管炎
	65 原発性免疫不全症候群
	48 原発性抗リン脂質抗体症候群
	137 限局性皮質異形成
	43 顕微鏡的多発血管炎
コ	267 高IgD症候群
	98 好酸球性消化管疾患
	45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
	306 好酸球性副鼻腔炎
	221 抗糸球体基底膜腎炎
	69 後縦靭帯骨化症
	80 甲状腺ホルモン不応症
	59 拘束型心筋症
	241 高チロシン血症1型
	242 高チロシン血症2型
	243 高チロシン血症3型
	283 後天性赤芽球癆
	70 広範脊柱管狭窄症
	332 膠様滴状角膜ジストロフィー
	192 コケイン症候群
	104 コステロ症候群
	274 骨形成不全症
	199 5p欠失症候群
	185 コフィン・シリス症候群
	176 コフィン・ローリー 症候群
52 混合性結合組織病	
サ	60 再生不良性貧血
	190 鰓耳腎症候群
	55 再発性多発軟骨炎
	211 左心低形成症候群
	84 サルコイドーシス
	212 三尖弁閉鎖症
317 三頭酵素欠損症	
シ	53 シェーグレン症候群
	103 CFC症候群
	159 色素性乾皮症 ※略称XP
	32 自己食空胞性ミオパチー
	95 自己免疫性肝炎
	61 自己免疫性溶血性貧血 ※略称AIHA
	<b>288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 (※※)</b>
	260 シトステロール血症
	318 シトリン欠損症

告示番号	指定難病名	
シ	224 紫斑病性腎炎	
	265 脂肪萎縮症	
	107 若年性特発性関節炎	
	304 若年発症型両側性感音難聴	
	10 シャルコー・マリー・トゥース病	
	11 重症筋無力症	
	208 修正大血管転位症	
	177 ジュベール症候群関連疾患	
	33 シュワルツ・ヤンペル症候群	
	154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
	138 神経細胞移動異常症	
	125 神経軸索スワロト <sup>®</sup> 形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
	34 神経線維腫症	
	121 神経フェリチン症	
	9 神経有棘赤血球症	
	5 進行性核上性麻痺	
	<b>338 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症</b>	
	272 進行性骨化性線維異形成症 ※略称FOP	
	25 進行性多巣性白質脳症 ※略称PML	
	308 進行性白質脳症	
	309 進行性ミオクローヌステんかん	
	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
	ス	38 スティーヴンス・ジョンソン症候群
		157 スタージ・ウェーバー症候群
		202 スミス・マギニス症候群
	セ	54 成人スチル病
206 脆弱X症候群		
205 脆弱X症候群関連疾患		
117 脊髄空洞症		
18 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)		
118 脊髄髄膜瘤		
3 脊髄性筋萎縮症		
319 セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症		
328 前眼部形成異常		
28 全身性アミロイドーシス		
49 全身性エリテマトーデス ※略称SLE		
51 全身性強皮症		
310 先天異常症候群		
320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症		
311 先天性三尖弁狭窄症		
312 先天性僧帽弁狭窄症		
294 先天性横隔膜ヘルニア		
132 先天性核上性球麻痺		
330 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症		
160 先天性魚鱗癬		

(※※) 自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、指定難病288(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合されました。

告示番号	指定難病名
セ	12 先天性筋無力症候群
	225 先天性腎性尿崩症
	282 先天性赤血球形成異常性貧血
	139 先天性大脳白質形成不全症
	313 先天性肺静脈狭窄症
	82 先天性副腎低形成症
	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
	111 先天性ミオパチー
	130 先天性無痛無汗症
	253 先天性葉酸吸収不全
	127 前頭側頭葉変性症
ソ	147 早期ミオクロニー脳症
	207 総動脈幹遺残症
	293 総排泄腔遺残
	292 総排泄腔外反症
	194 ソトス症候群
タ	284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
	200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	7 大脳皮質基底核変性症
	326 大理石骨病
	40 高安動脈炎
	17 多系統萎縮症
	275 タナトフォリック骨異形成症
	67 多発性嚢胞腎
	44 多発血管炎性肉芽腫症
	13 多発性硬化症／視神経脊髄炎
	188 多脾症候群
	261 タンジール病
	210 単心室症
	166 弾性線維性仮性黄色腫
	296 胆道閉鎖症
チ	305 遅発性内リンパ水腫
	105 チャージ症候群
	134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
	39 中毒性表皮壊死症
	101 腸管神経節細胞僅少症
テ	172 低ホスファターゼ症
	108 TNF受容体関連周期性症候群
	35 天疱瘡
ト	123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
	57 特発性拡張型心筋症
	85 特発性間質性肺炎
	27 特発性基底核石灰化症
	63 特発性血小板減少性紫斑病
	327 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
	163 特発性後天性全身性無汗症

告示番号	指定難病名
	331 特発性多中心性キャスルマン病
	71 特発性大腿骨頭壊死症
	92 特発性門脈圧亢進症
	140 ドラベ症候群
ナ	268 中條・西村症候群
	174 那須・ハコラ病
	276 軟骨無形成症
ニ	153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
	203 22q11.2欠失症候群
	295 乳幼児肝巨大血管腫
ヌ	251 尿素サイクル異常症
	195 スーナン症候群
ネ	315 ネルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
	335 ネフロン癆
ノ	334 脳クレアチン欠乏症候群
	263 脳髄黄色腫症
	122 脳表ヘモジデリン沈着症
	37 膿疱性乾癬(汎発型)
ハ	299 嚢胞性線維症
	6 パーキンソン病
	47 バージャー病
	87 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
	86 肺動脈性肺高血圧症
	230 肺胞低換気症候群
	229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
	333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
	91 バッド・キアリ症候群
	8 ハンチントン病
ヒ	321 非ケトーシス型高グリシン血症
	165 肥厚性皮膚骨膜炎
	124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
	114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
	152 PCDH19関連症候群
	58 肥大型心筋症
	239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
	238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
	314 左肺動脈右肺動脈起始症
	128 ビッカースタッフ脳幹脳炎
	109 非典型溶血性尿毒症症候群
290 非特異性多発性小腸潰瘍症	
フ	50 皮膚筋炎/多発性筋炎
	36 表皮水疱症
	291 ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)
	183 ファイファー症候群
	215 ファロー四徴症
	285 ファンconi貧血

告示番号	指定難病名
フ	173 VATER症候群
	15 封入体筋炎
	240 フェニルケトン尿症
	255 複合カルボキシラーゼ欠損症
	235 副甲状腺機能低下症
	20 副腎白質ジストロフィー
	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
	110 ブラウ症候群
	193 ブラダー・ウィリ症候群
	23 プリオン病
	245 プロピオン酸血症
へ	228 閉塞性細気管支炎
	322 $\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
	56 ベーチェット病
	31 ベスレムミオパチー
	126 ペリー症候群
	234 ヘルペシウム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
	136 片側巨脳症
	149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
ホ	<b>337</b> ホモシチン尿症
	254 ポルフィリン症
	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
マ	167 マルフアン症候群
	88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
	270 慢性再発性多発性骨髄炎
	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
ミ	142 ミオクロニー欠伸てんかん
	143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	21 ミトコンドリア病
ム	329 無虹彩症
	189 無脾症候群
	264 無 $\beta$ リポタンパク血症
メ	244 メーブルシロップ尿症
	246 メチルマロン酸血症
	324 メチルグルタコン酸尿症
	133 メビウス症候群
	169 メンケス病
モ	90 網膜色素変性症
	22 もやもや病
	178 モワット・ウィルソン症候群
ヤ	196 ヤング・シンプソン症候群
ユ	148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
ヨ	198 4p欠失症候群

告示番号	指定難病名
ラ	19 ライソゾーム病
	151 ラスマッセン脳炎
	155 ランドウ・クレフナー症候群
リ	252 リジン尿性蛋白不耐症
	216 両大血管右室起始症
	277 リンパ管腫症/ゴーハム病
	89 リンパ脈管筋腫症 ※略称LAM
ル	162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
レ	302 レーベル遺伝性視神経症
	259 レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	156 レット症候群
144 レノックス・ガストー症候群	
ロ	186 ロスマンド・トムソン症候群
	273 肋骨異常を伴う先天性側弯症

## 県単独指定難病

- \* 橋本病
- \* 特発性好酸球增多症候群  
(好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球性副鼻腔炎を除く。)
- \* 原発性慢性骨髄線維症
- \* 溶血性貧血  
(自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。)

## 特定疾患

- \* スモン
- \* プリオン病  
(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

(注)国指定難病の適用日

- 告示番号 1～110  
平成 27 年 1 月 1 日から適用
- 告示番号 111～306  
平成 27 年 7 月 1 日から適用
- 告示番号 307～330  
平成 29 年 4 月 1 日から適用
- 告示番号 331  
平成 30 年 4 月 1 日から適用
- 告示番号 332・333  
令和元年 7 月 1 日から適用
- 告示番号 288・334～338  
令和 3 年 1 月 1 日から適用

### 3 医 療

#### ウ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付

20歳以上で、先天性血液凝固因子障害で治療を受けている方を対象として医療給付を行っています。

- 1 第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- 2 第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
- 3 第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- 4 第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- 5 第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）
- 6 第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）
- 7 第Ⅹ因子（スチュアートプラウアー）欠乏症
- 8 第ⅩⅠ因子（PTA）欠乏症
- 9 第ⅩⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症
- 10 第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- 11 von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病

※血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症についても医療給付の対象となります。

（※は他の対象疾患と異なり、年齢制限はありません。）

**相談窓口** 保健所

#### エ 結核医療費の公費負担

**対象者** (ア) 結核を感染させるおそれがあるため、保健所の勧告・措置により入院している方。

(イ) 通院等により結核の治療を受けている方のうち、保健所が公費負担を承認している方。

**内 容** (ア) 上記「対象者」(ア)については、医療保険と公費で全額負担します。ただし、本人及び扶養義務者の市町村民税の所得割の額を合算した額が年56万4千円を超える場合には、自己負担があります。

(イ) 上記「対象者」(イ)については、結核医療費の95%を医療保険及び公費で負担します。

**相談窓口** 保健所

#### (4) 障害者等歯科診療---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*---\*

**対象者** 障害のある方、在宅高齢者

**内 容** 障害のある方、在宅高齢者の方でも歯科保健医療サービスが受けられるよう、埼玉県歯科医師会の協力のもと、障害者歯科相談医制度を設けています。

また、専門的な治療等が受けられる施設として、表①のとおり、県内5か所に県立施設障害者歯科診療所を設置しており、また、埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターなどでも治療等を行っています。

さらに、②地域在宅歯科医療推進拠点を設置し、訪問歯科診療に関する相談・紹介を行っています。



### 3 医 療

#### ①県立施設障害者歯科診療所など障害者歯科診療実施施設

名 称	電 話	F A X
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）	048-936-5088	048-932-1312
埼玉県立嵐山郷（嵐山町）	0493-62-6221	0493-62-6357
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）	048-466-1411	048-467-4127
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所（深谷市）	048-573-2021	048-573-2022
（一社）埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	048-835-3210	048-835-3220

※このほか、明海大学歯学部付属明海大学病院などでも障害者歯科診療を行っています。

#### ②地域在宅歯科医療推進拠点

地域拠点名（拠点所在地）	対象地域	電 話
さいたま市浦和地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（さいたま市浦和区）	さいたま市 浦和区・南区・緑区・桜区	090-1993-8020
岩槻地区在宅歯科医療支援窓口（さいたま市岩槻区）	さいたま市 岩槻区	080-1026-8020
川口地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（川口市）	川口市	090-4067-8020
さいたま市大宮地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（さいたま市大宮区）	さいたま市 西区・北区・大宮区・見沼区	080-2273-8020
川越市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（川越市）	川越市	080-2233-8020
熊谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（熊谷市）	熊谷市	080-2184-8020
北足立地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（鴻巣市）	鴻巣市・北本市・桶川市・伊奈町	080-8434-8020
上尾地区在宅歯科医療支援窓口（上尾市）	上尾市	090-4072-8020
さいたま市与野地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（さいたま市中央区）	さいたま市 中央区	080-8050-8020
朝霞地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（朝霞市）	朝霞市・志木市・和光市	080-2334-8020
新座地区在宅歯科医療支援窓口（新座市）	新座市	080-2252-8020
蕨戸田地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（蕨市）	蕨市・戸田市	090-4813-8020
入間郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点（狭山市）	狭山市・入間市・越生町・毛呂山町	080-8857-8020
飯能・日高地区在宅歯科医療支援窓口（飯能市）	飯能市・日高市	090-4396-8020

### 3 医 療

坂戸・鶴ヶ島地区在宅歯科医療支援窓口 (坂戸市)	坂戸市・鶴ヶ島市	090-3096-8020
東入間地区在宅歯科医療支援窓口(ふじみ野市)	富士見市・ふじみ野市・三芳町	090-4752-8020
所沢市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (所沢市)	所沢市	080-7759-8020
比企郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (東松山市)	東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・鳩山町・吉見町・川島町・東秩父村	080-8443-8020
秩父郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (秩父市)	秩父市・小鹿野町・長瀨町・皆野町・横瀬町	080-8729-8020
本庄市児玉郡地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (本庄市)	本庄市・上里町・神川町・美里町	080-2164-8020
大里郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (深谷市)	深谷市・寄居町	080-2085-8020
北埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (行田市)	行田市	080-1391-8020
加須・羽生地区在宅歯科医療支援窓口(羽生市)	加須市・羽生市	090-7418-8020
埼玉葛地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (幸手市)	白岡市・幸手市・久喜市・蓮田市・杉戸町・宮代町	080-1225-8020
春日部地区在宅歯科医療支援窓口(春日部市)	春日部市	090-2253-8020
草加地区在宅歯科医療支援窓口(草加市)	草加市	090-2664-8020
越谷市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (越谷市)	越谷市	090-5764-8020
東埼玉地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点 (八潮市)	八潮市	090-5526-8020
三郷地区在宅歯科医療支援窓口	三郷市	090-3097-8020
吉川地区在宅歯科医療支援窓口(吉川市)	吉川市・松伏町	090-2308-8020
埼玉県在宅歯科医療推進窓口	各地域拠点の電話が、通話中等でつながらない場合にご利用ください。	048-822-6464

#### 相談窓口

(一社) 埼玉県歯科医師会

電話 048-829-2323/FAX 048-829-2376  
県健康長寿課

電話 048-830-3581/FAX 048-830-4804

### 3 医 療

#### (5) 発達障害児のための診療・療育---\*---\*---\*---\*---\*---\*

##### ア 中核発達支援センター

発達障害児が、早期に専門的な支援を受けられるように医療型障害児入所施設に医師及び作業療法士等の専門職を配置し、診療・療育の拠点として運営しています。

名 称	郵便番号	住所	電話	F A X
光の家療育センター	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1357	—
中川の郷療育センター	343-0116	北葛飾郡松伏町大字 下赤岩222	048-992-2701	—
福祉医療センター 太陽の園	369-0101	熊谷市津田1855-1	0493-39-2851	—

※受診には予約が必要です。必ず事前にお問い合わせください。

##### イ 地域療育センター

発達障害の特性が気になる子供に、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育ての支援を実施しています。

名 称	郵便番号	住所	電話	F A X
南部地域療育センター	333-0861	川口市柳崎4-28-26-303 メゾンドシャンテ3階	048-423-0266 (直通)	—
南西部地域療育センター	353-0003	志木市下宗岡1-23-1	080-9650-1375 (直通)	—
東部地域療育センター	343-0031	越谷市大里729-1	048-978-6449 (代表)	—
県央地域療育センター	363-0008	桶川市坂田885-1	048-856-9723 (代表)	—
川越比企地域療育センター	350-1175	川越市笠幡1646-3 とも いきチャイルドケアセンター内2階	049-298-6633 (直通)	—
西部地域療育センター	358-0053	入間市仏子1495-10 NS12ビル 2階	04-2941-6172 (代表)	—
利根地域療育センター	345-0834	南埼玉郡宮代町国納807-1	0480-38-9323 (代表)	—
北部地域療育センター	369-1204	大里郡寄居町大字藤田179 -1 埼玉療育園教育棟内	048-581-0025 (直通)	—
秩父地域療育センター	368-0002	秩父市栃谷900-1 さやか こども支援センター内	0494-26-7966 (代表)	—